

公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金設置規程

(設 置)

第1条 県民一体となった総合的ながん予防対策の推進に寄与するため、公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金(以下「基金」という。)を設置する。

(趣 旨)

第2条 基金に関しては、法令、公益財団法人福島県保健衛生協会定款及び公益財団法人福島県保健衛生協会の諸規定の定めるものの外、この規程の定めるところによる。

(事 業)

第3条 がん予防対策として、次の事業を行う。

- (1) がん予防思想の普及啓発事業
- (2) がん検診従事者の育成に関する事業
- (3) がんに関する調査研究に対する補助事業
- (4) がん予防思想の普及啓発を行う団体等に対する補助事業
- (5) がんに関する情報提供事業
- (6) その他基金の設置目的を達成するために必要な事業

(基金の額)

第4条 基金の額は、2億6千6百万円とする。

2 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(運 用)

第5条 公益財団法人福島県保健衛生協会会長(以下「会長」という。)は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管 理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金運用審議機関)

第7条 基金の事業を適正に行うため、基金運用の審議機関を設けるものとする。

2 審議機関に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経 理)

第8条 基金の管理及び運営に関する経費は、がん基金特別会計をもって経理する。

(基金の取りくずしの制限)

第9条 基金は、がん予防対策のため、緊急にがん検診機器の整備等に関して特に必要があり基金の一部を取りくずす場合を除き、これを取りくずしてはならない。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理その他この規程の施行に関して必要な事項は、会長

が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金審議会細則

(名 称)

第1条 公益財団法人福島県保健衛生協会がん基金（以下「基金」という。）設置規程第7条に基づく審議機関は、基金審議会（以下「審議会」という。）という。

(趣 旨)

第2条 審議会の運営に関しては、基金設置規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(任 務)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基金の募金活動に関すること
- (2) 基金にかかる資金の管理、運営に関すること
- (3) 基金にかかる事業計画に関すること
- (4) その他会長が必要と認める事項

(組織等)

第4条 審議会は、委員若干名をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のなかから会長が委嘱または任命する。

- (1) 行政機関の職員
- (2) 医療関係者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他適当と認める者

3 審議会に委員長1名及び副委員長2名をおき、委員の互選により選任する。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

6 委員長、副委員長ともに事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充等による委員の任期は、前任者等の残任期間とする。

(会 議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、必要に応じ関係者等を会議に出席させ意見を聞くことができるものとする。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この細則は、昭和61年5月30日から施行する。

2 審議会設置当初の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。